

特別会計の改革に係る最近の動き

財政制度等審議会

- ・平成 17 年 11 月 21 日

財政制度分科会歳出合理化部会が、「特別会計の見直しについて
一制度の再点検と改革の方向性一」（別紙 1）をとりまとめ。

- ・同日

財政制度分科会が、「平成 18 年度予算の編成等に関する建議」
（別紙 2）をとりまとめ。

自由民主党 行政改革推進本部（特別会計改革委員会）

- ・平成 17 年 12 月 21 日

「特別会計整理合理化計画骨子」（別紙 3）をとりまとめ。

政府決定

- ・平成 17 年 12 月 24 日

「行政改革の重要方針」（別紙 4）を閣議決定。

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	:86,724 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 4,274 億円 (歳入に占める割合 4.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	:81,248 億円 (うち純計額 41,301 億円)
4. 17兆円に含まれる額	:11,496 億円
	(17兆円に占める割合 6.7%)

① 制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和47年に一元化され設置された。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された(雇用保険三事業の創設)。

② 現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

Ⅱ. 各論

1. 社会保障

(7) 雇用

雇用失業情勢については、厳しさが残るものの、改善が進んでいるところである。しかしながら、特に、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、フリーターや無業者が増加している。また、雇用情勢には地域差が見られる。さらに、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるような多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

このため、「6月建議」でも述べたとおり、地域が主体的に取り組む地域再生を推進するとともに、規制改革や行政サービスの民間開放等を積極的に実施することにより、雇用創出を図っていく必要がある。

さらに、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図るため、

- ・ 雇用維持支援から労働移動支援
- ・ 雇入れ助成からミスマッチ解消
- ・ 生活支援から早期再就職支援（自立支援）

への観点から、雇用対策に関する事業の根本に立ち返った見直しを行うべきである。

特に雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、事業の性格を踏まえ、事業ごとの定量的な成果目標を設定した上で、実績について厳格な事後評価を行い、事業の廃止を含め厳しく見直しを行う必要がある。

また、特別会計改革の趣旨を考慮すれば、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率の比較を踏まえ、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方を含め見直しを検討する必要がある。

平成 17 年 12 月 21 日

特別会計整理合理化計画骨子 (抄)

自由民主党 行政改革推進本部
特 別 会 計 改 革 委 員 会

- ④労働保険特別会計については、原則として純粋な保険
給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働
福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め
徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付
事業における国庫負担のあり方については、廃止を含
め検討するものとする。

行政改革の重要方針（抄）

平成 1 7 年 1 2 月 2 4 日

閣 議 決 定

3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子（平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会）と同文。